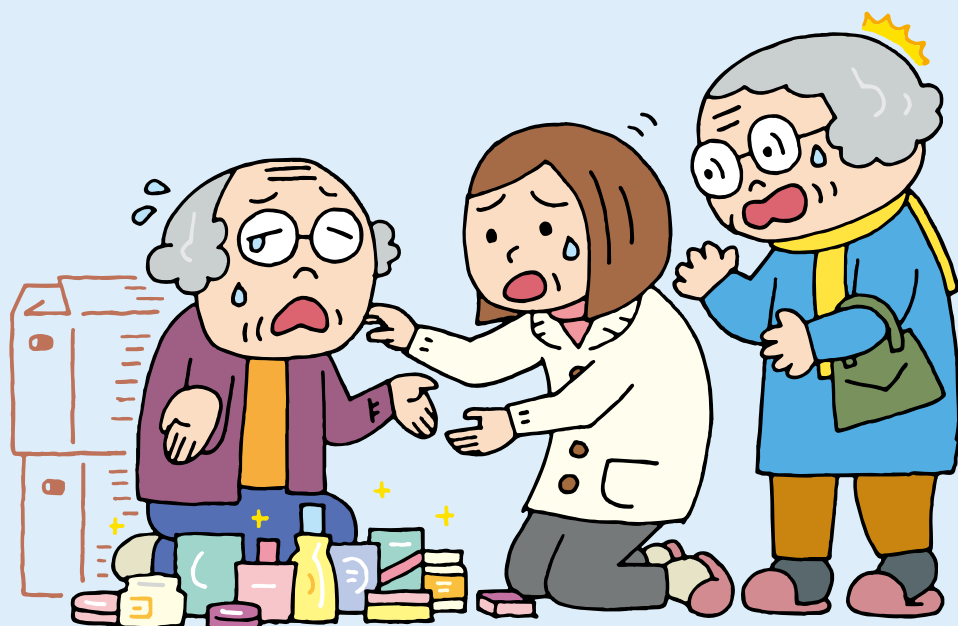


見守り 新鮮情報

叔母が、「通帳に3千円しか残っておらず**生活費が無くなった**」と私の母に相談してきた。母と一緒に叔母の家に行くと、**化粧品が山のように**あった。書類等を調べると、**長期間**に渡って契約していたようで、**約5百万円**も支払っていた。叔母に

よると、担当から「こちらが質問すること全てに『ハイ』とだけ言うように」と言われ、契約を**強要**されていたという。
(当事者: 80歳代女性)



©Kurosaki Gen

深刻な高齢者の消費者被害 見守りで防止しましょう

ひとこと助言

様子に気をつけて



見守るくん

- 高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額支払い後だったというケースも見られます。
- このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻りに連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。
- 少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。家族や周囲の方も相談できます。

見守り 新鮮情報

インターネット通販で、「初回300円、〇日間
解約保証」と表示されたダイエットサプリメント
を注文した。効果を感じられなかったので、解約
保証期間内に**解約を申し出る**と、「4カ月
以上の定期購入が条件の契約と
なっている

ので、解約には
4カ月後に連絡が必要」
と言われた。「〇日間
解約保証のはずだ」と
言うと、「その場合は
通常価格1万5千円
の**支払い**が必要」との
回答だった。そのような
規約はページのかなり
下部まで見ないと
分からなかった。

(60歳代 男性)



©Kurosaki Gen

「解約保証」のはずが… 定期購入トラブルに注意

ひとこと助言

しっかり確認



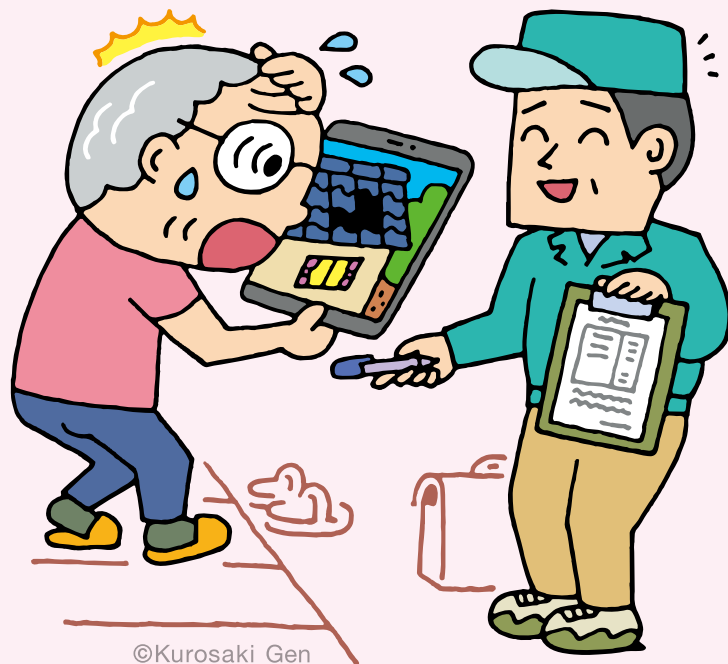
見守るくん

- 商品を購入する際には、目立つように表示されている「初回 300 円」「初回実質 0 円(送料のみ)」といった価格等だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品の可否や条件をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

訪問したリフォーム業者に「台風で**屋根瓦が浮いている**」と言われ、屋根を見てもらったところ、**写真**を見せられ屋根の**修理**を勧められた。「**火災保険**が下りれば**実費負担なく**工事ができる。

保険の**申請は無料**で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に**写真**を見せたら**修理の必要はない**と言われた。申込書には「保険適用前に**キャンセル**すると**10万円**かかる」と書かれている。契約をやめたい。
(80歳代 男性)



©Kurosaki Gen

災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

ひとこと助言

災害後の
勧誘に注意



見守るくん

- 災害に便乗して、 unnecessaryな住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- 不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

大金をあげる？ 知らない人からの メールは無視！



©Kurosaki Gen

障がいがある女性の携帯電話に、**知らない人から「1850万円を譲る相手にあなたが選ばれました。手続きをするためお金を振り込んでください」というメール**が届き、女性はその内容を信じ込み2千円振り込んだ。その後、追加で1万円を要求されたが手元になく「1万円を振り込まないとお金がもらえない」とお金の管理を手伝っている支援者の自分に相談してきた。
(当事者：50歳代 女性)

ひとこと助言



- 携帯電話やスマートフォンを持っていると様々な迷惑メール等が送られてきます。メールの内容に従ってお金を振り込んでも大金はもらえません。知らない人からのメールは無視するなど、家族や周りの人とよく話し合っておきましょう。スマートフォン等の設定で予防もできます。
- 家族や周りの人は、変わった様子はないかなど、日ごろから気を配りましょう。同様の手口に再度だまされてしまうこともあるので、何度も繰り返し注意をする必要もあります。
- 少しでも不安を感じたら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。一人での相談が難しい場合は、家族や周りの人が付き添いましょう。